

黒部市民病院入院セット提供業務公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、黒部市民病院（以下「当院」という。）において、入院患者向けの入院セットレンタルサービスを運営する事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な事項について定めるものである。

2 業務概要

（１）業務の名称

黒部市民病院入院セット提供業務

（２）業務の目的

本業務は、入院患者及びその家族並びに病院側で準備している入院必需品（病衣及び日用品等）について、双方に準備、洗濯及び受け渡し等の業務負担が発生していることから、入院患者の療養環境向上及び病棟業務の効率化を目的に入院セットを当病院事業に導入するものである。

（３）業務内容

黒部市民病院入院セット提供業務仕様書のとおり

（４）契約期間

契約締結日から令和１３年３月３１日まで

（５）業務実施場所

黒部市民病院（富山県黒部市三日市 1108 番地 1）

【参考】病床数 372 床

1 日平均入院患者数 266.3 人（令和 7 年度実績）

※R7.10～許可病床数 414 床→372 床

（６）貸付条件

ア 貸付料

行政財産目的外使用料（窓口設置場所及び在庫保管場所等業務運営に必要な場所の使用料）については、当院の 1 m²当たりの貸付単価に貸付面積を乗じて得た額とする。なお、貸付単価は、当院の固定資産税の課税標準額及び建物資産価額等に基づき、設定するものとする。

イ 貸付場所

具体的な場所など詳細は当院と事業者の協議により決定するものとする。

業務上必要となる備品類は、事業者で準備し、契約が終了したときは、事業者の負担により原状回復すること。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- （１）令和 7・8 年度黒部市入札参加資格者名簿（施設管理等業務委託）に登録されており、北陸エリア内に本店又は支店（営業所）を有している者であること。ただし、支店（営業所）の場合は、当該営業所等の代表者に入札書等の提出、契約等に関する一

切の権限が委任されている者であること。

- (2) 過去3年以内に、300床以上の富山県内の公立病院又は公的病院において、1年以上の当該業務又は当該業務と類似する業務実績を有する者であること。
- (3) 入院セット販売商品のうち、衣類（病衣及びタオル）等、定期的に洗濯を必要とする物品の洗濯をする施設については、富山県内に所在し、クリーニング業法第5条第1項の規定により、都道府県知事にクリーニング所の開設届けを提出しており、一般財団法人医療関連サービス振興会のサービスマーク（寝具類洗濯業務）の認定を受けていること。なお、洗濯施設については、当院で現在契約している委託業者と事業者が協力し、実施しても構わない。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認定を取得していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、社会更生法（平成14年法律第154号）第17条の規程により更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規程により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 黒部市から黒部市入札参加資格者の指名停止等の措置に関する規定（平成18年黒部市訓令66号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 法人等又はその役員（法人でない団体に代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）。
 - イ 役員等に暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。
 - ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に忠実に関与していること。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。

4 実施の公表

次のとおり「黒部市民病院入院セット提供業務公募型プロポーザル実施要項」及び「黒部市民病院入院セット提供業務仕様書」を公表する。

(1) 公表日

令和8年9月1日（火）

(2) 公表場所

黒部市民病院ホームページ

URL：<https://med-kurobe.jp>

5 実施要項等の交付

交付期間中に黒部市民病院ホームページからダウンロードすること。郵送や窓口等での交付は行わない。

6 プロポーザル説明会等

プロポーザル説明会及び現場説明会は行わない。

7 プロポーザル参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり必要書類を提出し、参加資格の審査を受けること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 事業実績調書（様式2）

ウ 本事業の衣類等の洗濯に使用する施設の所在地がわかる書類

エ 本事業の衣類等の洗濯に使用する施設の寝具類洗濯業務に係る医療関連サービス
マーク認定証書の写し

オ 会社概要または事業概要等（パンフレット等）

(2) 提出方法及び提出先

申込みは、郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出すること。

なお、郵送の場合は書留とすること。

（提出先）

黒部市民病院 総務課用度係 （3階事務局内）

〒938-8502 富山県黒部市三日市 1108 番地 1

(3) 受付期間

令和8年9月2日(水) 午前8時30分から令和8年9月11日(金) 午後5時15分まで
郵送の場合は、最終日必着とする。

8 参加資格の審査及び審査結果の通知

当院において、「7（1）提出書類」に掲げる書類について審査し、参加資格を満たしているかどうか審査する。審査結果の通知は次のとおりとする。

(1) 通知予定年月日

令和8年9月16日（水）

(2) 参加資格を満たしていることが確認された者に対して、参加申込書に記載された通知先（書面又は希望するメールアドレス宛て）に通知し、企画提案書の提出要請を行う。

(3) 参加資格を満たしていないとされた者に対しては、その理由を参加申込書に記載された通知先（書面又は希望するメールアドレス宛て）に通知する。

9 企画提案書等の提出

企画提案書の提出要請を受けた者は、次の書類を提出すること。なお、企画提案書の提

出要請後、審査を辞退する場合には、審査実施前日までに、辞退届（任意様式）を提出すること。

（１）提出書類

ア 企画提案書（様式３）

イ 資料内容

以下の項目を順番どおりに作成すること。

- ・本業務の基本方針について
- ・業務フローについて
- ・常駐スタッフの配置計画について
- ・施設使用に関する提案について
- ・在庫品及び衣類（病衣及びタオル）の管理、補充、配送、回収方法について
- ・緊急時の利用者に対する取扱いについて
- ・個人情報保護対策について
- ・苦情、問合せ対応等の体制について
- ・災害時等のバックアップ体制について

（※最も近隣の倉庫(備蓄庫)の所在地、備蓄量（何日分）、対応時間等を記載）

- ・入院セット導入に係るスケジュールについて
- ・入院セットプラン(内容及び料金設定)について
- ・追加提案等について

（２）提出方法及び提出先

提出は、郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出すること。

（提出先）

黒部市民病院 総務課用度係 （３階事務局内）

〒938-8502 富山県黒部市三日市 1108 番地 1

（３）提出期限

令和８年１０月２日（金）午後５時１５分まで

郵送の場合は、最終日必着とする。

（４）提出部数

正本１部、副本１０部

提出書類の規格はＡ４版・縦書き・左綴じとする。ただし、Ａ３版の資料を提出する場合は、折込みすることで可とする。

（５）その他

ア プロポーザルに関する資料の作成費用については提案者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出された提案書等は、提出者に無断で提案の採否決定以外の目的に使用しない。

エ 提出期限後における、提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込及び提案等を無効にする。

カ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

10 プレゼンテーションの実施及び審査

黒部市民病院入院セット提供業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーションを行い審査する。

（１）プレゼンテーションの日程及び場所については、後日、参加申込書に記載された担当者へメールにて通知する。

（２）プレゼンテーションの注意事項

ア 企画提案書を基に、レンタル業務の提案について説明を行うこと。

イ 衣類、タオル、日用品、おむつ等の見本を展示すること。

ウ 説明時間は 15 分以内とし、説明後、見本品の確認を 5 分程度、質疑応答の時間を 10 分程度設ける。

エ プレゼンテーション参加者は主たる説明者を含め 3 人以下とする。

オ プロジェクター及びポインターは当院で準備する。（接続形式は HDMI ケーブルによる。）パソコンその他必要なものがある場合は、提案者にて準備すること。

カ プレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。

（３）審査方法

ア 選定委員会にて、企画提案書及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づいて審査し、各審査委員の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、優先交渉権者として選定する。評価点が第 2 位の事業者を、次順位候補者とする。

イ 優先交渉権者との間に調整協議が成立した場合は契約相手方として決定する。なお、調整協議不成立の場合は、次順位候補者と調整協議を行い、協議成立の場合は契約相手方としてこれを決定する。

（４）失格要件

ア 提出期限を過ぎた場合

イ 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

ウ 特別の事情なくプレゼンテーションの開始時間に遅れた者又は欠席した者

エ 本プロポーザルの手続き期間中に指名停止を受けた者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ 選定委員又は本業務の関係者に提案内容に関する助言を求めた場合

キ その他、募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

（５）審査結果の通知

審査結果については、令和 8 年 10 月 16 日（金）までに審査結果を書面により提案者全員に通知する。

11 契約の締結

選定した最優秀提案者と本市の協議により本業務に係る仕様を確定させた上で見積もり合わせを実施し、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号による随意契約を締結する。仕様書の確定は、提案された内容が基本とするが、採用となった提案について、必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結する場合がある。

12 評価項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションについては、次の評価項目について、下表にある評価基準に基づき、選定委員会により審査を行う。

項番	評価項目		評価基準	配点
1-1	実績	300 床以上の県内公立病院又は公的病院での業務実績	300 床以上の県内公立病院又は公的病院での業務実績	5 点
2-1	実施体制	本業務を実施するにあたっての基本方針と業務フローについて	サービス内容、申込、支払い等手続きの分かりやすさ（病院職員の負担軽減と入院セット利用者への配慮）	10 点
2-2		常駐スタッフの配置計画について	業務を実施する上で十分な人員体制か。常駐スタッフ不在時（休日等）の対応は整備されているか。	10 点
2-3		施設使用に関する提案について	使用する場所について。（売店や物管との協力により、新たな使用場所が不要かどうか）	5 点
2-4		在庫品及び衣類（病衣及びタオル）の管理、補充、配送、回収方法について	衛生管理及び感染対策がされ、病院職員の業務負担について配慮された運用方法となっているか。配送及び回収の頻度やサイクルは適切か。	10 点
2-5		緊急時の利用者に対する取扱いについて	夜間や休日等に入院し、やむを得ず入院セットを利用した場合や後日利用の同意がとれなかった場合の取扱いについて、病院職員の業務負担軽減と患者側の納得性の両方に配慮した体制となっているか。	5 点
2-6		個人情報保護対策について	適切な体制・配慮がなされているか。	5 点
2-7		苦情、問合せ対応等の体制について	利用者からの苦情、問合せに対する体制が整っているか。	5 点
2-8		災害時等のバックアップ体制について	災害、事故又は感染症発生時の物品供給体制（洗濯業務等含む）が整っているか。	15 点
2-9		入院セット導入に係るスケジュールについて	開始までのスケジュール、院内説明会の開催、院内外への周知について問題ないか。	5 点
3-1	提供内容	物品の品質について	仕様書に基づいた内容になっているか。	10 点
3-2		物品の価格について	利用者が利用しやすい料金設定となっているか。	10 点
4-1	自由提案	追加提案等	当院事業及び利用者にとってメリットのある提案か。	5 点
合計（100 点満点）				100 点

13 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下の表のとおりとする。ただし各実施日については、当病院事業の事務上の都合により変更できるものとする。

項番	内 容	年 月 日
1	募集要項の公表開始	令和8年9月1日（火）
2	参加申込受付期限	令和8年9月11日（金）
3	参加資格確認結果通知（予定） ※企画提案書提出要請	令和8年9月16日（水）
4	質問受付期間	令和8年9月1日（火）～ 令和8年9月28日（月）
5	質問回答期限	令和8年9月30日（水）
6	企画提案書の提出期限	令和8年10月2日（金）
7	プレゼンテーション審査日 優先交渉権者・次順位候補者選定	令和8年10月上旬予定
8	選定結果通知	令和8年10月中旬予定
9	仕様協議・契約締結	令和8年10月下旬予定
10	運用開始	令和9年1月頃 予定

14 質問及び回答について

募集要項及び仕様書等の内容等に質問がある場合には、以下により行うものとする。

（１）提出様式及び提出方法

質問書（様式４）を下記の担当部署又はメールにて提出すること。メールで提出する場合は、提出した旨を担当部署まで連絡すること。

15 問合せ担当部署

住所 〒938-8502 富山県黒部市三日市 1108 番地 1

黒部市民病院 総務課用度係 寺田

電話 0765-54-2211

F A X 0765-54-2962

E-mail soumuka@med.kurobe.toyama.jp